

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月11日

茨城県知事 大井川 和彦

## 記

### 1 事業者

名 称 株式会社貴環境設備

所在地 茨城県高萩市大字上手綱字赤塚 215 番 1

### 2 対象の屋外保管事業場

- ・茨城県高萩市大字上手綱字赤塚 215 番 1
- ・茨城県高萩市横川 422 番 1

### 3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月8日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月8日までに、届出書の内容に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月11日

茨城県知事 大井川 和彦

## 記

### 1 事業者

名 称 株式会社 J X

所在地 茨城県筑西市関館 756 番地 2

### 2 対象の屋外保管事業場

- ・茨城県下妻市江字芝野 1967 番 1 の一部
- ・茨城県筑西市関館字萱畑 756 番 2 外 4 筆

### 3 勧告の内容

令和8年5月8日までに、保管物の高さ、保管単位及び保管方法について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年5月11日

茨城県知事 大井川 和彦

## 記

### 1 事業者

名 称 株式会社中山商会

所在地 茨城県つくば市鬼ヶ窪字下山 1048 番 82

### 2 対象の屋外保管事業場

茨城県つくば市鬼ヶ窪字下山 1048 番 82

### 3 勧告の内容

令和8年5月8日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。